

# 料金表

①

介護保険1割負担分 日額

介護認定	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	生活保護
認知症対応型共同生活介護費	760 円	764 円	800 円	823 円	840 円	858 円	0 円
初期加算	30 円	0 円					
医療連携体制加算 I		39 円	0 円				
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 円	6 円	6 円	6 円	6 円	6 円	0 円
1割負担分日額合計	796 円	839 円	875 円	898 円	915 円	933 円	0 円

※初期加算は入居した日から30日間のみ加算されます。

②

介護保険1割負担分 月額(30日で計算)

介護認定	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	生活保護
口腔衛生管理体制加算	30 円	0 円					
科学的介護推進体制加算	40 円	0 円					
1割負担月額小計	23,950 円	25,240 円	26,320 円	27,010 円	27,520 円	28,060 円	0 円
介護職員処遇改善加算 I	2,658 円	2,802 円	2,922 円	2,998 円	3,055 円	3,115 円	0 円
特定処遇改善加算(Ⅱ)	551 円	581 円	605 円	621 円	633 円	645 円	0 円
1割負担分月額合計	27,159 円	28,622 円	29,847 円	30,629 円	31,208 円	31,820 円	0 円

③

家賃(1日1,000円)	30,000 円						
食費(1食500円)	45,000 円						
運営管理費	23,500 円	20,000 円					
冬期加算	5,000 円	11,000 円					

※冬期加算は10月～4月に加算されます。

※運営管理費＝水道光熱費です。

※一般入居者と生活保護対象者の介護保険分を除いた③の年間合計額は同じ額となります。

② + ③

介護認定	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	生活保護
月額利用料	125,659 円	127,122 円	128,347 円	129,129 円	129,708 円	130,320 円	95,000 円

その他料金	おむつ代、理美容代、受診代、処方代、受診時タクシー代、その他生活用品購入、余暇活動費用等については実費となります。						
-------	---	--	--	--	--	--	--

※介護保険負担割合証で2割と証明された方は②の合計が2倍となります。3割と証明された方は②の合計が3倍となります。

この料金表は入居した日から30日間の費用の目安になる物です。その月の日数や加算の有無にて料金総額が変動します。

裏面に続く

# 加算表

加算名		単価
初期加算(入居日から30日以内の期間)	●	30 円
科学的介護推進体制加算	●	40 円
若年性利用者受入加算		120 円
医療連携体制加算(Ⅰ)	●	39 円
医療連携体制加算(Ⅱ)		49 円
医療連携体制加算(Ⅲ)		59 円
入退院支援加算		246 円
夜間支援体制加算Ⅰ		50 円
夜間支援体制加算Ⅱ		25 円
口腔衛生管理体制加算	●	30 円
口腔・栄養スクリーニング加算(6か月に1回)		20 円
栄養管理体制加算(6か月に1回)		20 円
生活機能向上連携加算Ⅰ		100 円
生活機能向上連携加算Ⅱ		200 円
サービス提供体制強化加算Ⅰ		22 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ		18 円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	●	6 円
退居時相談援助加算	○	400 円
看取り介護加算 死亡日当日	○	1,280 円
死亡日以前2日又は3日	○	680 円
死亡日以前4日以上30日以下	○	144 円
死亡日以前31日以上45日以下	○	72 円
認知症専門ケア加算Ⅰ		3 円
認知症専門ケア加算Ⅱ		4 円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	●	※介×加算率
介護職員処遇改善加算Ⅱ		※介×加算率
介護職員処遇改善加算Ⅲ		※介×加算率
介護職員処遇改善加算Ⅳ		※介×加算率
介護職員処遇改善加算Ⅴ		※介×加算率
特定処遇改善加算(Ⅰ)		※介×加算率
特定処遇改善加算(Ⅱ)	●	※介×加算率

## ※介×加算率

介護職員処遇改善加算Ⅰ	=	介護報酬月額×11.1%
介護職員処遇改善加算Ⅱ	=	介護報酬月額×8.1%
介護職員処遇改善加算Ⅲ	=	介護報酬月額×4.5%
介護職員処遇改善加算Ⅳ	=	(介護報酬月額×4.5%)×90%
介護職員処遇改善加算Ⅴ	=	(介護報酬月額×4.5%)×80%
特定処遇改善加算Ⅰ	=	介護報酬月額×3.1%
特定処遇改善加算Ⅱ	=	介護報酬月額×2.3%

● は利用料として常に計上される加算です。

○ は発生したときのみ加算されます。

次の加算は要支援2には加算されません

- ・ 医療連携体制加算
- ・ 看取り介護加算